

大磯町監査公表第19号

監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成31年3月12日

大磯町監査委員 脇 國廣

同 奥津 勝子

## 監査結果報告書

### 1. 監査の種類

定期監査

### 2. 監査の対象部課等

都市建設部下水道課

### 3. 監査の範囲及び事務

平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 10 月 31 日までに執行された平成 30 年度の財務に関する事務及び事務事業の執行

### 4. 監査の実施期間

平成 30 年 12 月 3 日から平成 31 年 1 月 11 日まで

### 5. 監査の方法及び監査項目

平成 30 年度大磯町監査基本計画に基づき、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、また、職員の働き方改革にも着目し、監査を実施した。

なお、監査に際しては、監査対象課である下水道課より監査説明書、事前調査書及び関係書類の提出を求め審査するほか、関係職員の説明を求め監査を実施した。

### 6. 所掌事務の概要

公共下水道（汚水、雨水）の計画及び設計・施工、下水道及び河川等の維持管理、下水道事業受益者負担金及び使用料の徴収等に関する事務等を行っている。

### 7. 監査の結果

平成 30 年度に係る財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、監査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

#### (要望)

- ・受益者負担金と下水道使用料収入は下水道整備運営において重要な財源である。受益者負担の公平性や財源確保の観点から、受益者への理解の促進を図るとともに下水道への接続促進に努めていただきたい。
- ・平成 32 年度から導入される公営企業会計については、関係各課と連携を図り、スムーズに移行できるよう、また、制度の十分な理解に努めていただきたい。